

## 北海道大学水産学部附属練習船利用料及び利用者負担金徴収基準

平成30年4月1日

水産学部長決定

北海道大学水産学部附属練習船利用規程（以下「規程」という。）第7条に定める練習船利用料、第8条に定める練習船利用料の減免、第10条に定める利用者負担金及び第11条に定める違約金については、以下のとおりとする。

### 【練習船利用料】

#### 1. 航海開始前の航海日程の変更及び練習船利用料の算出

利用代表者又は利用者の事由による航海開始前の航海日程の変更・取消については、規程第4条第4項による変更申請書の本学受領日が、当該航海を含む航海の開始の日の3か月前を過ぎていた場合、違約金として許可を受けた日数分の練習船利用料に相当する額を本学に支払うものとする。

#### 2. 航海開始後の航海日程の変更及び練習船利用料の算出

別紙の類型のとおりとし、類型に当てはまらない変更については、その都度協議する。

#### 3. 主体利用取消による余席利用の取消にかかる余席利用料

余席利用は、利用許可を受けていた主体利用航海が取り消された場合においては、余席利用料の支払いを要さない。

### 【練習船利用料の減免】

練習船利用料の減免については、提出された「利用料減免申請書」の内容を基に、以下の基準を参照し、練習船運営委員会にて審議決定する。なお、以下に当てはまる場合であっても、「利用料減免申請書」の提出がない場合は、利用料の減免をしない。

減免の対象	減免内容
北海道大学（以下「本学」という。）との間で、包括連携協定等の相互施設利用が定められている協定が結ばれている機関等又はそこに所属する者	練習船利用料は規程第3条第1号に定める者と同様の扱いとする
水産学部・水産科学院・水産科学研究院（以下「本学部等」という。）との間で、相互施設利用等が定められている協定が結ばれている機関等又はそこに所属する者	練習船利用料は規程第3条第1号に定める者と同様の扱いとする

船長からの依頼により、練習船の機器整備等の為に練習船を利用する機関またはそこに所属する者	余席利用の場合、免除する
水産学部長からの依頼により、練習船を利用する機関またはそこに所属する者	余席利用の場合、免除する
その他練習船を利用することが、本学、本学部等の教育研究、広報等に大きく資すると認められる機関又はそこに所属する者	余席利用の場合、免除する

### 【利用者負担金】

#### 1. 食費相当額の算出

規程第 10 条における利用者負担金に含まれる食費に相当する額については、国立大学法人北海道大学における練習船の船員等に係る旅費の支給に関する細則第 7 条に規定する 1 日あたりの食卓料を 3 で除した額とし、割り切れないものについては当該区における食数を乗じた後、小数点以下を切り捨てて得た額とする。

#### 2. 航海日程の変更に伴う利用者負担金の算出

別紙の種類によるものとし、類型に当てはまらない変更については、その都度協議する。

#### 3. 利用取消にかかる利用者負担金の支払い

利用者負担金については、練習船の食材購入の都合から、当該利用を含む航海の開始の日から 1 週間以前の乗船取消については、支払いを要さない。

航海開始の日から 1 週間前を過ぎての利用取消について、単位認定を目的として乗船する者で、指導教員等が教育上の配慮を必要とすると判断する場合及び余席利用する予定であった主体利用航海が中止・変更された場合については、利用者負担金の支払いを要さない。

### 【附則】

本基準は平成 30 年 4 月 1 日より実施する。

**(想定事例)**

- 1 8月の主体利用（単位認定目的）を許可されたが、履修申込がなかったため、利用の取消の申し出があった。  
→ 単位認定目的の利用は主体利用料の徴収を要しないため、キャンセル料不徴収
  
- 2 4月の主体利用（調査研究目的）を申請したが、許可前に調査費用の工面ができなくなったため、申請の取消の申し出があった。  
→ 許可前であるため、キャンセル料不徴収
  
- 3 4月の主体利用（調査研究目的）を許可されたが、2月になって調査費用の工面ができなくなったため、利用の取消の申し出があった。  
→ 出港日の3ヶ月前以降の申し出のため、キャンセル料徴収
  
- 4 翌2月の主体利用（調査研究目的）の許可を受けたが、10月になって乗船者の都合がつかなくなったため、翌5月への変更の申し出があった。  
→ 出港日の3か月前以前の申し出のため、キャンセル料不徴収
  
- 5 6月に6日間の主体利用（調査研究目的）の許可を受けたが、調査が順調に進み、5日目で帰港・解散となった。調査目的は達成した。  
→ 5日間乗船しているため、5日分の主体利用料徴収
  
- 6 6月に6日間の主体利用（調査研究目的）の許可を受けたが、調査が順調に進まず、7日目に帰港した。調査目的は達成した。  
→ 7日間乗船しているため、7日分の主体利用料徴収
  
- 7 6月に6日間の主体利用（調査研究目的）の許可を受けたが、荒天のため1日目を接岸して待機し、2日目に帰港、6日目に帰港・解散となった。調査目的は達成した。  
→ 6日間乗船しているため、6日分の主体利用料徴収
  
- 8 6月に6日間の主体利用（調査研究目的）の許可を受けたが、荒天のため6日間接岸して待機し、そのまま解散となった。調査目的は達成できなかった。  
→ 6日間乗船しているため、6日分の主体利用料徴収
  
- 9 6月に6日間の主体利用（調査研究目的）の許可を受けたが、1日目を接岸して待機し、2日目に帰港、4日目に荒天により帰港し、そのまま解散となった。調査目的は達成できなかった。  
→ 4日間乗船しているため、4日分の主体利用料徴収
  
- 10 6日間の主体利用（調査研究目的）の許可を受けたが、2日接岸待機したが、天候が良くなっても調査目的が達成できないと利用者が判断し3日目に下船した場合。  
→ 3日間乗船しているため、3日分の練習船利用料徴収。
  
- 11 台風接近で出港前日あるいは2日前に調査不可能となった場合。  
→ 天候は利用者の責によらないため、練習船利用料は不徴収。

- 12 1名分の余席利用（単位認定目的）を許可されたが、当日になって取消の申し出があった。  
→ 単位認定目的の利用は余席利用料の徴収を要しないため、キャンセル料不徴収
- 13 1名分の余席利用（調査研究目的）を許可されたが、当日になって取消の申し出があった。  
→ 当日の取消のため、キャンセル料徴収
- 14 3名分の余席利用（調査研究目的）を許可されたが、当日になって1名の取消の申し出があった。  
→ 当日の取消のため、1名分のキャンセル料徴収
- 15 3名分の余席利用（調査研究目的）を許可され、乗船したが、荒天により乗船地である函館港から出港（離岸）しなかった。調査目的は達成できなかった。  
→ 乗船しているため、3名分の余席利用料徴収
- 16 3日間の航海で、1名分の余席利用（調査研究目的）を許可されたが、荒天により1日目は乗船後待機、2日目に帰港し、3日目に帰港した。調査目的は達成できた。  
→ 3日間乗船しているため、3日間・1名分の余席利用料徴収
- 17 3日間の航海で、1名分の余席利用（調査研究目的）を許可されたが、荒天により1日目は乗船後待機、2日目に帰港し、3日目に帰港した。調査目的は達成できなかった。  
→ 3日間乗船しているため、3日間・1名分の余席利用料徴収
- 18 3日間の航海で、1名分の余席利用（調査研究目的）を許可されたが、調査が順調に進み、2日目に帰港・解散となった。調査目的は達成できた。  
→ 2日間乗船しているため、2日間・1名分の余席利用料徴収